

平成29年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する提案書等審査基準及び採点表

委員名：

応募者名：

企画書作成事項		審査項目	審査基準	配点	得点
1	業務に対する理解度及び書類提出状況 (別添1)	低炭素社会実現のための都市間連携事業に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>JCM制度について理解できているかについて評価する。</li> <li>応募事業の背景をよく理解しているかについて評価する。</li> <li>応募事業の実現可能性について評価する。</li> <li>応募事業の実現時の効果及び他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。</li> </ul>	15	15
2	業務実施方法等の提案 (別添1)	応募事業の調査地での都市間連携の現状と、応募事業への当該都市間連携の裨益	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市間連携の活用が、応募事業の低炭素化プロジェクトとしての実現に寄与するものかどうかについて評価する。</li> </ul>	25	115
		応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)、事業への興味・関心度合い、応募者との過去の協業実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。</li> <li>選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実現するための信頼性(与信：事業実現時の与信への懸念がないこと。財務の健全性、継続企業の前提が分かること)が高いかについて評価する。</li> <li>選定されたステークホルダーが応募事業に興味関心があり、当該興味関心を関心表明レター等で確認できるかについて評価する。</li> </ul>	15	
		応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性、及び事業実現化のための施策、算段、工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性が高いかについて評価する。</li> <li>応募事業実現時の適用される技術に優位性はあるかについて評価する。</li> <li>応募事業が事業実現するための施策、算段、工夫が効果的で、事業実現可能性を高めるものと認められるかについて評価する。</li> </ul>	10	
		事業実現時の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査事業の結果実現するプロジェクトの概要、適用技術とプロジェクト実施体制が添付書類から理解できるかについて評価する。</li> </ul>	5	
		日本の自治体と海外都市が協力して目指す低炭素かつ強じん(レジリエント)で持続可能な社会の全体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の自治体と海外都市が協力して目指す低炭素かつ強じん(レジリエント)で持続可能な社会の全体像が添付書類から理解できるかについて評価する。</li> </ul>	5	
		日本の自治体と海外都市が協力して目指す低炭素かつ強じん(レジリエント)で持続可能な社会の全体像が、低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務の目的・趣旨に合致しているかについて評価する。	5		
		応募事業の費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。 4,000円/t-CO2・年以下であれば20点 4,001円/t-CO2・年以上10,000円/t-CO2・年以下であれば12点 10,001円/t-CO2・年以上20,000円/t-CO2・年以下であれば4点 20,001円/t-CO2・年以上であれば0点とする。</li> <li>エネルギー起源二酸化炭素削減効果の考え方、算出方法が正しいかについて評価する。</li> </ul>	20	
応募事業を実施した場合、実施直後のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いかについて評価する。 999t-CO2/年以下であれば0点 1,000t-CO2/年以上 9,999t-CO2/年以下であれば5点 10,000t-CO2/年以上99,999t-CO2/年以下であれば15点 100,000t-CO2/年以上であれば25点とする。	25				
3	業務実施体制 (別添1)	応募者の調査対象国・都市や地域での過去の事業実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査都市・地域はJCM事業が実現しやすい場所かについて評価する。</li> <li>JCM事業化確率(%) (C = A ÷ B) 70%以上であれば20点 50%以上70%未満であれば12点 30%以上50%未満であれば4点 30%未満であれば0点とする。 A：調査対象国・都市や地域でJCM事業として設備補助事業等に採択された案件数(採択取消となったものを除く) B：過去の都市間連携に基づくJCM案件形成調査で実施した全調査案件数 Aについては 別添にて実績を示すこと。</li> </ul>	20	
		調査対象技術及び調査の役割分担、資金の流れ、資金の受け取り先が何を行っているかが添付書類から理解できるかについて評価する。	5		
		調査事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業者(共同応募者含む)は、応募事業が実現する際にプロジェクトに参加する(除 MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)等の作成)企業であるかについて評価する。 参加企業であれば5点 参加企業でなければ0点とする。</li> </ul>	5	

平成29年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する提案書等審査基準及び採点表

委員名：

応募者名：

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点
3 業務実施体制 (別添1)	応募事業の調査の進め方のタイムスケジュール、調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性	・ガントチャートで示された全調査の作業工程のタイムスケジュールが調査の進め方として適切かについて評価する。 ・調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性について適格な説明がなされているかについて評価する。	5	80
	出口戦略の具体性	・本調査事業を活用して、具体的な削減活動にどのようにつなげるかの戦略が明確であるかを評価する。	5	
	配置予定の管理技術者の経歴、資格、手持ち業務、及び配置予定の管理技術者の組織としてのサポート体制、応募事業者組織内の応募事業の調査体制図	・配置予定の管理技術者はJCMプロジェクトの実事業化に成功したことがあるかについて評価する。 JCMプロジェクト組成経験有であれば10点 JCMプロジェクト組成経験無であれば0点とする。	10	
		・配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 10件以上あれば0点 5件以上9件以下あれば1点 2件以上4件以下あれば3点 1件以下あれば5点 とする。	5	
		・配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。 ・配置予定の管理技術者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切かについて評価する。	5	
		配置予定の経理担当者の経歴、資格の有無、手持ち業務、及び配置予定の経理担当者の組織としてのサポート体制、応募事業者組織内の経理業務体制図	・配置予定の経理担当者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 5件以上あれば0点 3件以上4件以下あれば2点 1件以上2件以下あれば6点 0件以下あれば10点とする。  ・配置予定の経理担当者の資格、経歴、技量は適切かについて評価する。  ・配置予定の経理担当者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切かについて評価する。	
4 業務実績 (様式任意)	過去におけるJCM事業の採択実績	・平成25年度以降で設備補助事業、JCM日本基金またはこれと同等な支援制度によりJCM事業が実現した実績、内容及び件数を考慮し評価する(案件採択されたものは含むが採択後取消となったものは含めない)。 JCM実事業化件数の実績が0件であれば0点 JCM実事業化件数の実績が1件あれば4点 JCM実事業化件数の実績が2件以上5件以下であれば12点 JCM実事業化件数の実績が6件以上であれば20点とする。	20	20
5 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)する。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。	5	5
6 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(1) 2点 ・2段階目(1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(2) 1点 1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。  次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点  若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点  複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	5	5
7 見積価格・積算内訳 (別添2)	見積価格・積算内訳 (別添2)	・応募内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。	10	10
合 計			250	点

注1) 提案書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の応募を行う場合、業務における総合的な提案及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような提案書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

注3) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、提案書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。  
平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)のないものは、応募書類提出時には、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)申請書を提出し、採択決定までに環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を提出すること。  
ただし、平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を未入手のものは契約までにコピーを提出すること。提出がなければ契約は行わない。これらを満足しない場合、不合格として選定対象としない。